

# 令和元年度事業計画

## 1 事業活動方針

平成31年度においても、定款第3条に定める本会の目的である「警備業務の実施の適正を確保し、警備業の健全な発展を図り、もって社会公共の安全に寄与すること」を実現するため、教育事業の計画的な推進をはじめ、各種事業を積極的に展開するとともに、現在、警備業界が直面している諸問題に適切に対応し、生活安全産業を担う一般社団法人としての活動の一層の定着化及び業界全体の発展を図る。

## 2 活動項目

- (1) 警備業務の適正化に関する指導及び調査研究
- (2) 教育センターにおける各種教育、講習など教育事業の適正な推進
- (3) 効果的な広報啓発活動の推進
- (4) 警備業に関する功労者等に対する表彰
- (5) 警備業に関する相談及び苦情の処理
- (6) 警備技術等に関する調査研究及び警備業務に係る教育関係図書の紹介・斡旋
- (7) 地域安全、交通安全、災害対策等の社会貢献活動の推進
- (8) その他定款第3条の目的を達成するために必要な事業

## 3 推進事項

### (1) 会議の開催

年間事業計画の円滑な推進を図るため、定時総会（5月）及び理事会（年間5回）の開催をはじめ、専門委員会、支部会議、支部長会等を随時開催する。

### (2) 警備業務の適正化に関する指導及び調査研究

#### ア 警備業務の適正化

警察担当係との連携強化を図り、適正化に向けての指導、教示はもとより、労働関係法令を含めた法令順守気運の醸成、更に警備員教育等の充実のため、警備員規範の活用による職場教養の実施や、教育センターの機能強化を図って効率的な教育事業を推進するなど、業界全体の水準向上を目指す。

#### イ 専門委員会、部会及び支部活動の強化

各専門委員会、部会及び支部活動を通じ、警備業務の適正化に関する研修会の開催に取り組み、積極的参加を呼びかけるほか、青年部会活動の活発化を図り、業界発展と組織の活性化を目指す。

#### ウ 経営者及び安全衛生管理者の研修会開催

「警備業経営者のための倫理要綱」に基づき、警備業務の適正化及び企業モラルの高揚、労災事故の防止を図るため、経営者及び安全衛生管理者の研修会等を開催する。

また、各種研修会への参加率の向上を図る。

#### エ スリーアップ運動の推進

警備業界健全発展の基盤である適正な警備料金、喫緊の課題である働き方改革への対応、社会保険未加入問題、人手不足問題等の諸課題解決に向け、

- ・業界の認知度、ステータスの向上のために「イメージアップ」
- ・業界基盤・協会基盤・経営基盤の向上のために「料金アップ」
- ・警備員の資質・処遇の向上のために「賃金アップ」

を目指し、これらを「スリーアップ」運動と称して継続的に取り組むとともに、全警協の作成した自主行動計画を活用した取り組みを強化する。

また、自治体、関連団体への働きかけ及び連携、情報交換を行い、諸課題解決の根本となる適正な警備料金確保のための環境づくりを積極的に推進する。

#### オ 労災事故等防止活動の充実

教育・労務・業務委員会及び各支部が中心となった安全パトロールを強化し、交通誘導現場における各種事故防止対策等の必要な措置を行う。

交通安全教育を一層強化し、交通事故防止活動の充実を図るとともに、労働安全衛生に関する啓発事業の一層の活性化により、労災事故防止対策を推進する。

#### カ 調査への協力

全警協、関係行政庁等が行う、警備業務適正化のための各種調査研究に積極的に協力する。

### (3) 教育センターにおける各種教育、講習など教育事業の適正な推進

#### ア 教育センター体制の強化

教育センターにおける講師体制の強化及び教育事業の充実を図るとともに、講師及び講師候補者を全警協の各種研修会等に参加させる。

教育技法研さんのため、自主的な研修会の開催に努める。

#### イ 法定集合教育の充実強化

新任・現任教育受講促進のための広報活動、現任警備員等に対する出張教育等を積極的に推進するほか、警備員の知識・技能の一層の向上を図るため、教育のあり方について検討する。

#### ウ 特別講習の充実強化

検定合格者の配置基準見直しの動向を勘案しつつ、会員等の需要、要望を踏まえ、特別講習実施回数の見直しと事前講習、チャレンジセミナー等の充実強化を図り、検定合格者の輩出に努める。

- ・ 施設警備業務 1級1回 2級6回
- ・ 交通誘導警備業務 1級1回 2級6回
- ・ 雑踏警備業務 2級2回
- ・ 貴重品運搬警備業務 2級1回

エ 警備員指導教育責任者等の講習会及び研修会の開催

各講習会（新規・追加・現任）、研修会を通じ、資格者の輩出及び知識、技能など実務能力の向上、人材の育成強化に努める。

オ 機械警備業務管理者研修会等の開催

機械警備業務管理者として、実務能力を高めるための管理者研修会及び資格取得のための講習会等を開催する。

カ 警備業に関する各種講習会への講師派遣

警備員指導教育責任者講習、特別講習、直接検定、部外講習に講師等を派遣し、良好な教育の普及促進を図る。

(4) 効果的な広報啓発活動の推進

ア 人手不足解消、業界の知名度アップに資する広報

警備業界の最大課題である人手不足対策に資するため、ハローワークや自衛隊援護協会との連携、求人誌や就職相談会の効果的活用など、人手不足の解消、業界の知名度アップに繋がる広報を積極的に推進する。

イ 協会、業界への理解を深める広報啓発

協会活動や警備業界に対する理解を一層深めるため、協会ホームページ、機関誌等の広報媒体を活用した「警備の日（11月1日）」の周知や、シンボルマークを活用した積極的な広報活動を推進する。

ウ 機関誌・広報紙の発行

各種情報の伝達及び会員相互のコミュニケーションを深めるため、協会機関誌「セキュリティ・アイチ」を定期的に発行する。

また、必要な情報を必要な時に会員へ提供するため、「愛警協だより」を随時発行する。

エ ホームページの充実と更新、有効活用

警備員指導教育責任者講習、特別講習の開催案内等、協会ホームページの内容充実と更新に努める。

また、会員専用ページを有効に活用して、各種情報の伝達、共有を図り、もって業界全体の発展を推進する。

(5) 警備業に関する功労者等の表彰

ア 警備業功労者の表彰

多年にわたり警備業の健全な発展を図り、社会公共の安全確保に功労のあった者及び団体について、愛知県警察本部長と協会長連名の表彰を行うほか、特に著しい功労があった者については、警察庁長官、全国警備業協会会長連名の表彰及び全警協会長表彰を積極的に上申する。

イ 優良警備員等の表彰

人命救助、事件・事故の未然防止、重要犯人の逮捕等に顕著な功労があり、他の模範となる警備員等に対して随時表彰を行う。

勤務成績が優秀で、永年勤続した警備員を定時総会において表彰する。

ウ 部外者関係者の表彰

協会の運営に関し、多大な協力のあった部外関係者を定時総会において表彰する。

(6) 警備業に関する相談及び苦情の処理

警備業務の適正化を確保し、健全な発展に期すため、業務に関する相談及び苦情を的確に把握するとともに、原因の究明や改善措置等について関係者等との連携を図り、適正に処理する。

(7) 警備技術等に関する調査研究及び教育関係図書等の紹介・斡旋

警備技術等に関する警備業務用装備資機材、警備業務に関する調査研究を行うとともに、必要な各種教育関係出版物等の紹介・斡旋に努め、業界のレベルアップに寄与する。

(8) 地域安全、交通安全、災害対策等の社会貢献活動の推進

ア 犯罪防止等の社会貢献活動の実施及び諸行事への参加協力

犯罪及び交通事故の防止を図るための社会貢献活動を積極的に実施するほか、警察機関等が行う防犯、交通安全運動、消防機関が行う火災予防運動、労働機関が行う労災事故防止運動及びその他関係行政庁の実施する諸行事へ積極的に参加協力する。

イ 暴力団等反社会的勢力排除活動の強化

暴力追放愛知県民会議及び警察本部暴力団対策室と連携し、愛知県警備業暴力団等反社会的勢力排除対策協議会による暴排活動を強化する。

ウ 大規模災害発生時における、迅速的確な対応に向けた諸対策の推進

災害対策基本計画、災害時における交通の確保等の業務に関する協定及び災害広域支援協定に基づき、支援体制及び装備資機材の充実強化と教育訓練を随時実施するほか、愛知県及び愛知県警が実施する総合防災訓練等への参加など、警備員の実戦的な能力アップに努める。

また、非常用飲食料品等の備蓄、整備を計画的に推進する。

(9) 本会の目的を達成するために必要なその他の事業

ア 個人情報の適正な取扱い

認定個人情報保護団体として認定された全国警備業協会と連携し、個人情報の適正な取扱いを図る。

イ 協会への加入促進と認定証更新案内の実施

協会未加入の警備業者に対し、積極的に入会を勧誘して組織の拡大強化に努める。

また、協会加入会社に対し、認定証更新時期の通知（案内）業務を推進する。

ウ 愛知県証紙及び諸用紙の斡旋・販売

各種申請・届出に必要な愛知県証紙及び諸用紙を斡旋・販売する。

エ 中部地区各県警備業協会との連携

中部地区警備業協会連合会の会長会議等を通じて、各県協会との連携に努めるとともに、地区センター協会として、全警協との連絡調整に当たる。

オ 事務局体制の強化

業務の増大に対応し、会員サービスの向上を図るため、OA機器等を活用するとともに、事務局の体制強化等に努める。

カ 慶弔・傷病に対する表意

会員等において慶弔・傷病事案があったときは、基準等に従い慶弔の表意及び見舞いを行う。

キ 各種親睦行事の実施

会員相互等の親睦を図るため、新年交礼会、クラブ活動等の各種親睦行事を実施する。